第二十一条　［略］

2　市町村長は、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した第十八条の三第一項の台帳の写しを交付しなければならない。この場合において、当該台帳に次に掲げる事項が記載されているときは、当該事項を表示しない措置を講じるものとする。

一　代表者又は代表者であつた者の住所

二　裁判所により選任された職務代行者又は職務代行者であつた者の住所

三　代表者の代理人又は代理人であつた者の住所

四　清算人又は清算人であつた者の住所

五　主たる事務所の所在地（前各号に掲げる者の住所と同一の場合に限る。）

3　前項後段の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者が地方自治法第二百六十条の二第十二項の規定による請求者であつて、当該者の住所を表示することを希望する旨申し出た場合その他市町村長が必要と認める場合には、市町村長は、住所を表示することが適当でないと認める場合を除き、当該者の住所を表示して交付することができる。

第二十二条の二の四　地方自治法第二百六十条の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、第十八条の三第一項の台帳に記載した事項のうち同条第六項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第五号から第七号までに掲げる事項（住所を除く。）及び同項第八号から第十一号までに掲げる事項とする。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

（別記）

台帳様式（第十八条の三関係）

［様式略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二十一条　［同上］

2　市町村長は、第十九条及び第二十二条の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

［新設］

3　前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の二の四　地方自治法第二百六十条の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　合併後の認可地縁団体の名称

二　合併後の認可地縁団体の規約に定める目的

三　合併後の認可地縁団体の区域

四　合併後の認可地縁団体の主たる事務所

五　合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

六　合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

七　合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

八　合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由

九　地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日

十　合併前の各認可地縁団体の名称

十一　合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

（別記）

台帳様式（第二十一条関係）

［様式同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年十月一日から施行する。

（市町村長による告示に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方自治法施行規則第十九条第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に認可地縁団体の代表者が行った次に掲げる申請、通知又は届出に基づいて施行日以後に市町村長が行う告示について適用し、施行日前に市町村長が行った告示については、なお従前の例による。

一　地方自治法第二百六十条の二第二項（同法第二百六十条の三十九第四項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請

二　土地改良法第七十六条の十三第三項又は森林組合法第百条の二十二第三項の規定による通知

三　地方自治法第二百六十条の二第十一項、第二百六十条の三十三又は第二百六十条の四十一第三項の届出